

第80回九都県市首脳会議

報告事項

令和3年10月

目 次

I 検討状況の概要

① 首都圏問題についての検討状況の概要	・・・ 1
② 廃棄物問題についての検討状況の概要	・・・ 2
③ 環境問題についての検討状況の概要	・・・ 4
④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要	・・・ 11
⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要	・・・ 13

II 検討状況に係る資料

1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

- (別添1) 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書
- (別添2) プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について意見書

2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

- (別添3) 減量化・再資源化の促進、適正処理の促進について
- (別添4) リサイクル関連法等に関する要望書(案)
- (別添5) 廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書(案)
- (別添6) 建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書(案)

3 環境問題についての検討状況に係る資料

- (別添7) 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果
- (別添8) 地球温暖化対策特別部会 事業取組結果
- (別添9) 水素社会の実現に向けた取組について
- (別添10) 大気保全専門部会 事業取組結果
- (別添11) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について
- (別添12) 水質改善専門部会 事業取組結果
- (別添13) 緑化政策専門部会 事業取組結果
- (別添14) 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

4 防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料

- (別添15) 首都圏における地震防災対策等の充実強化について
- (別添16) 首都圏における国民保護の推進について

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料

- (別添17) 九都県市2020年東京オリンピック・パラリンピック連携会議の取組について
- (別添18) イベントカレンダー
- (別添19) オフィスなどの相互利用に向けた検討会検討状況の概要

I 検討状況の概要

① 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を把握するため、情報の収集や共有を行った。</p> <p>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を把握するため、国から情報収集等を行った。 また、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月18日に要望を行った。 その内容は、別添1のとおりである。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月20日に意見書を提出した。 その内容は、別添2のとおりである。</p>	<p>1 首都圏の再生について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、国との意見交換を行うなど、引き続き首都圏の再生に向け、共同の取組を進める。</p> <p>2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について</p> <p>国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、情報収集に努めるなど、引き続き東京圏の地域の中核となる都市の育成整備等に向け、共同の取組を進める。</p> <p>3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について</p> <p>国の対応状況を踏まえ、情報収集に努めるなど、引き続きプレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、共同の取組を進める。</p>

② 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 持続可能な資源利用促進事業 (※3R普及促進事業と統合)</p> <p>ア 令和2年度から新たに構築した「チャレンジ省資源宣言」事業を広く周知し、消費者の資源利用に対する意識の向上を図るため、宣言事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行った。</p> <p>イ 3Rの中でも特に食品廃棄物のリデュースを促進する取組として、食品ロス問題について九都県市域内の住民等に広く周知するため、動画を活用し、幅広い世代に訴える普及啓発事業を行った。 その概要は、別添3とおりでである。</p> <p>(2) ウェブサイト等管理運営事業 当委員会の取組や域内の廃棄物関連の情報を発信することで、域内住民一人ひとりの環境行動の契機となるようウェブサイトの管理運営を行うとともに、SNSを活用した広報を行った。 その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 リサイクル関連法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。 その内容は、別添4、5のとおりである。</p>	<p>1 減量化・再資源化の促進について</p> <p>(1) 持続可能な資源利用促進事業 (※3R普及促進事業と統合)</p> <p>ア 引き続き協力事業者と連携して、消費者の資源利用に係る意識向上を図るとともに、事業のアンケートで聴取した消費者の意見等を事業者へ提示することで、事業者の取組促進を図る。</p> <p>イ 引き続き九都県市域内における3R行動の更なる浸透と定着を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。</p> <p>(2) ウェブサイト等管理運営事業 引き続き域内住民に訴求力のある広報を目指し、九都県市での情報共有及び情報発信を行っていく。</p> <p>(3) リサイクル関連法等に関する要望 検討した事項について、国に対して制度改正の要望を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) 廃棄物の適正処理啓発事業</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の期限内適正処理及び小型充電式電池の適正処理に向け広告媒体を作成し、効果的な周知・啓発を行った。</p> <p>その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業</p> <p>域内事業者等が求めている情報へのアクセス向上のため、ウェブサイトの改修を行い、オンラインでの情報発信を強化した。</p> <p>その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(3) 一斉路上調査</p> <p>令和3年10月に「産廃スクラム37」と共同して産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。</p> <p>その概要は、別添3のとおりである。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望</p> <p>廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。</p> <p>その内容は、別添5、6のとおりである。</p>	<p>2 適正処理の促進について</p> <p>(1) 廃棄物の適正処理啓発事業</p> <p>PCB廃棄物の期限内処理促進に向けた普及啓発に係る取組を引き続き実施するとともに、廃棄物の適正処理に係る普及啓発のための効果的な手法等について、協議、検討していく。</p> <p>(2) 適正処理促進情報提供事業</p> <p>廃棄物の適正処理を推進するため、関係情報をウェブサイト上で提供するとともに、より有用な情報の提供について、検討を行う。</p> <p>(3) 一斉路上調査</p> <p>一斉路上調査の結果を基に、九都県市域内における産業廃棄物の不適正処理事業者の指導に関する情報交換などを行う。</p> <p>(4) 廃棄物制度の見直し等の要望</p> <p>検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。</p>

③ 環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力</p> <p>JICA横浜が企画する「青年研修事業／都市環境管理コース」に参画し、令和3年9月に中央アジア・コーカサス地域の研修員に対し、遠隔研修実施の調整を行った。</p> <p>その概要は、別添7のとおりである。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 省エネ・節電キャンペーン</p> <p>公共施設・学校等でのポスター掲出や省エネ家電買替キャンペーンの実施を通じて、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化対策に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。</p> <p>その概要は、別添8のとおりである。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>再生可能エネルギーの導入を促進するため、オンラインセミナーの実施やHPを活用した情報発信等で普及啓発を行った。</p> <p>その概要は、別添8のとおりである。</p>	<p>1 地球環境の保全について</p> <p>(1) 環境分野における国際協力</p> <p>環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続きJICA等関係機関と連携して取組を進めていく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策</p> <p>ア 省エネ・節電キャンペーン</p> <p>国民運動「COOL CHOICE」と連携し、引き続き、省エネ・節電行動を呼びかける。また、普及啓発のためのイベント事業を実施する。</p> <p>イ 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>再生可能エネルギーのメリットについて広く認識してもらうための時節に適応したセミナーの実施や、再生可能エネルギーグループ購入事業キャンペーン等、効果的な広報手段により、普及啓発を図る。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組</p> <p>国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、国に対し、令和3年5月に要望を行った。</p> <p>その概要は、別添9のとおりである。</p> <p>エ ヒートアイランド対策について</p> <p>ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水や日傘の効果についてホームページやSNS等で情報発信を行ったほか、打ち水大作戦の後援とあわせて家庭における打ち水実施の呼びかけを行った。</p> <p>その概要は、別添8のとおりである。</p> <p>オ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組</p> <p>九都縣市共通の気候変動対策に係る調査の実施や、次年度の施策展開に寄与するよう政策情報交換を実施したほか、脱炭素社会実現に向けた国への要望の内容検討を行った。</p> <p>その概要は、別添8のとおりである。</p>	<p>ウ 首都圏における水素社会の実現に向けた取組</p> <p>水素エネルギーに関するリーフレットや教育キット等を活用した普及啓発を実施していく。</p> <p>また、国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、必要に応じて国等への働きかけを行うとともに、引き続き水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行う。</p> <p>エ ヒートアイランド対策について</p> <p>ヒートアイランド対策事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、終了する。</p> <p>これまでの取組成果を取りまとめるとともに、これまでの取組を活かし、各都県市内で対策を実施する。</p> <p>オ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組</p> <p>調査結果や政策情報を共有し各都県市間の施策展開等の参考情報としていく。また、脱炭素社会の実現に向け、国に対し要望活動を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</p> <p>ア 原因物質の排出削減対策</p> <p>光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季VOC対策に関する啓発活動を実施した。</p> <p>また、原因物質の排出削減に関する対策について、業界等への協力依頼を実施した。</p> <p>その概要は、別添10のとおりである。</p> <p>イ ガソリンベーパー対策</p> <p>ガソリン小売業の事業者にチラシを配布し、ガソリンベーパーを回収する機能を有する計量機 (Stage II 対応の計量機) の導入を呼びかけた。</p> <p>(2) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア ディーゼル車対策</p> <p>粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車の運行規制について、10月を強化月間として位置づけ、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示、及び高速道路等での横断幕掲出等による啓発活動を行った。</p> <p>その概要は、別添10のとおりである。</p>	<p>2 大気環境の更なる改善に向けて対策の推進について</p> <p>(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策</p> <p>ア 原因物質の排出削減対策</p> <p>光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季のVOC対策等の取組を引き続き実施する。</p> <p>また、九都県市におけるVOC排出インベントリにより排出実態を把握し、効果的な取組の検討を行う。</p> <p>イ ガソリンベーパー対策</p> <p>今後とも原因物質の排出源対策の一環として、Stage II 対応の計量機の導入を促す啓発活動について継続して実施する。</p> <p>(2) 自動車排出ガス対策</p> <p>ア ディーゼル車対策</p> <p>ディーゼル車の運行規制に係る広報活動等の取組を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>イ 流入車対策</p> <p>リーフレットや首都圏のトラック協会機関誌等により、運送事業者等に対して、環境により良い自動車の利用を呼びかけた。</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置指定制度</p> <p>現在、DPF（ディーゼル微粒子除去フィルター）21社39型式、酸化触媒13社33型式を粒子状物質減少装置として指定している。</p> <p>エ エコドライブの普及</p> <p>ラジオ広告による啓発活動を行った。その概要は、別添10のとおりである。</p>	<p>イ 流入車対策</p> <p>今後も、リーフレット等を活用し、環境により良い自動車の利用を推進する取組を行う。</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置指定制度</p> <p>装置の販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、今後も、九都県市粒子状物質減少装置指定制度を適切に運用する。また、路上等での車両検査により把握した装置装着車両情報を引き続き共有する。</p> <p>エ エコドライブの普及</p> <p>新しい生活様式における効果的な取組を検討、実施する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度</p> <p>低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図った。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等</p> <p>指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。</p> <p>ウ 指定低公害車の排出ガス調査の実施等</p> <p>低公害車指定委員会の意見も踏まえ、継続的に実施してきた指定低公害車の排出ガス調査の結果を取りまとめた。</p> <p>(4) 国への要望</p> <p>大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対し、令和3年5月に要望を行った。</p> <p>その概要は、別添11のとおりである。</p>	<p>(3) 指定低公害車の普及</p> <p>ア 低公害車指定制度</p> <p>着実に低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図る。また、低公害車指定委員会の意見を踏まえ、今後の指定制度のあり方について検討を行う。</p> <p>イ 指定低公害車の普及啓発等</p> <p>指定低公害車の普及状況の把握及び効果的な普及啓発を引き続き進める。</p> <p>ウ 指定低公害車の排出ガス調査の実施等</p> <p>指定低公害車の排出ガス調査の取りまとめ結果を踏まえ、今後の対応について検討を行う。</p> <p>(4) 国への要望</p> <p>大気環境の状況を踏まえ、大気環境の更なる改善のために、国と意見交換を行いながら、必要な法令等の整備や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き要望を行う。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策</p> <p>国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 115 機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査を実施した。</p> <p>その概要は、別添 12 のとおりである。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策</p> <p>令和 2 年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行った。</p> <p>その概要は、別添 12 のとおりである。</p> <p>(3) 水環境の保全に係る普及啓発</p> <p>各都県市の協力を得ながら普及啓発活動等で使用する写真やイラスト等のデータである素材集を拡充した。また、素材集を都県市民向けのイベント等で活用した。</p> <p>その概要は、別添 12 のとおりである。</p>	<p>3 東京湾の水質改善について</p> <p>(1) 富栄養化対策</p> <p>東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。</p> <p>(2) 東京湾底質改善対策</p> <p>各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめ、その結果を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載するとともに、底質改善対策の効果の検証及び東京湾再生の取組等への活用を図る。</p> <p>(3) 水環境の保全に係る普及啓発</p> <p>各都県市の協力の下、作成した素材集を拡充するとともに、都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用する。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討</p> <p>緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。</p> <p>その概要は、別添 13 のとおりである。</p> <p>(2) 国への要望</p> <p>緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和 3 年 8 月に要望を行った。</p> <p>その概要は、別添 14 のとおりである。</p> <p>(3) 普及啓発</p> <p>各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。</p> <p>その概要は、別添 13 のとおりである。</p>	<p>4 緑の保全、創出施策について</p> <p>(1) 調査・検討</p> <p>各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、引き続き各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。</p> <p>(2) 国への要望</p> <p>都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。</p> <p>(3) 普及啓発</p> <p>各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。</p>

④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 国への提案活動</p> <p>首都圏における「地震防災対策」や「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、制度の検証や対策の検討を行い、必要な項目について、国に対し、提案活動を行った。</p> <p>その内容は、別添 15、16 のとおりである。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策</p> <p>災害時帰宅支援ステーションや災害用伝言ダイヤル等を記載したリーフレット及びハンドブック、啓発用ポスターの配付を行うなど、住民等への啓発活動を実施した。</p> <p>(3) 国民保護制度</p> <p>国の研究期間や学識経験者が実施する国民保護に関するセミナーに参加するとともに、各都県市の取組や課題等に関する情報共有を行うなど、テロや初動対応等に関する取組を進めた。</p> <p>(4) 防災人材育成</p> <p>各都県市の職員における防災意識の向上や知識の定着を図るために昨年度実施した防災人災育成に係る研修について、本年以降の実施に向けて検討を進めた。</p>	<p>1 地震防災・危機管理対策について</p> <p>(1) 国への提案活動</p> <p>引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、地震防災・危機管理における課題について、国に対し、提案活動を行う。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策</p> <p>引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、帰宅困難者対策として、リーフレット及びハンドブック等の配付を行い、住民等への普及啓発の取組を進める。</p> <p>(3) 国民保護制度</p> <p>国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、担当者会議等を通じて危機管理対策に関する研究等を進める。</p> <p>(4) 防災人材育成</p> <p>各都県市の考えを踏まえ、本年以降の研修実施等の検討を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 実動訓練</p> <p>第43回九都県市合同防災訓練の実施期間を原則として「防災週間」の8月30日から9月5日と定め、各都県市において、地域の特性に応じた実践的かつ効果的な訓練を実施する。</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症対策について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p> <p>4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p>	<p>2 合同防災訓練等について</p> <p>(1) 実動訓練</p> <p>第43回九都県市合同防災訓練及び第11回九都県市合同防災訓練・図上訓練、第2回域内応援図上訓練の実施に向けて検討を行う。</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症対策について</p> <p>必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行い、九都県市共同の取組みについて検討を行う。</p> <p>4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の追加的対策の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。</p>

⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について</p> <p>パラリンピックの普及・啓発について、各都県市で実施する事業等において相互周知するとともに、イベントカレンダーを作成し、九都県市首脳会議ホームページ等の活用による周知などに取り組んだ。</p> <p>その概要は、別添 17、18 のとおりである。</p>	<p>1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について</p> <p>大会の終了に伴い、九都県市2020年東京オリンピック・パラリンピック連携会議における取組を終了する。</p>
<p>2 ヒートアイランド対策について（再掲）</p> <p>ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水や日傘の効果についてホームページやSNS等で情報発信を行ったほか、打ち水大作戦の後援とあわせて家庭における打ち水実施の呼びかけを行った。</p> <p>その概要は、別添8のとおりである。</p>	<p>2 ヒートアイランド対策について（再掲）</p> <p>ヒートアイランド対策事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、終了する。</p> <p>これまでの取組成果を取りまとめるとともに、これまでの取組を活かし、各都県市内で対策を実施する。</p>
<p>3 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。</p> <p>本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。</p>	<p>3 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について</p> <p>引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国や高速道路会社等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="212 338 762 421">4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について（再掲）</p> <p data-bbox="229 483 785 658">新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p> <p data-bbox="212 770 719 853">5 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について</p> <p data-bbox="229 916 769 1375">環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会脱炭素WGの中で、充電スタンドの設置箇所・稼働状況を迅速・的確に把握・伝達する仕組みなど、電動車のさらなる普及に向けた環境整備の手法について検討したほか、水素ステーションのさらなる利便性向上に向けた国への働きかけを実施するにあたり、水素ステーション無人運転に係る実証試験の結果を踏まえた国への要望内容について検討した。</p> <p data-bbox="212 1442 751 1478">6 オフィスなどの相互利用について</p> <p data-bbox="229 1541 785 1760">各都県市のテレワークやサテライトオフィスに関する取組等について、情報を共有した。また、九都県市で連携して、オフィスなどの相互利用に向けた検討を行うこととした。</p> <p data-bbox="256 1778 735 1809">その内容は、別添 19 のとおりである。</p>	<p data-bbox="818 338 1369 421">4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について（再掲）</p> <p data-bbox="836 483 1391 703">先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の追加的対策の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。</p> <p data-bbox="818 770 1342 853">5 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について</p> <p data-bbox="836 916 1391 1135">引き続き、脱炭素WGの中で、電動車のインフラ環境等に関する現状・課題等について調査研究し、電動車普及に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて国に対しての要望を実施する。</p> <p data-bbox="818 1442 1359 1478">6 オフィスなどの相互利用について</p> <p data-bbox="836 1541 1391 1624">引き続き、情報共有を行うとともに、相互利用の可能性について検討を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 338 774 421">7 地域材利用による森林の循環利用について</p> <p data-bbox="229 488 783 707">地域材や国産材の利用促進に向けて九都県市が連携し取り組んでいくため、各都県市やその他自治体等が進める取組を研究・情報共有するとともに、具体的な取組について検討を行った。</p>	<p data-bbox="815 338 1380 421">7 地域材利用による森林の循環利用について</p> <p data-bbox="836 488 1390 613">引き続き、地域材利用による森林の循環利用について、九都県市共同で研究するとともに、連携した取組を実施していく。</p>

II 検討状況に係る資料

東京圏における地域の中核となる
都市の育成整備等に関する要望書

令和3年8月

九都県市首脳会議

茨 城 県

令和3年東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望について

九都県市及び茨城県においては、首都機能を引き続き担う立場から、「展都」と「分権」によって首都圏の再編整備に取り組み、業務核都市における中核的施設の整備による業務機能の集積など、東京都区部への一極集中問題の解決に向け一定の成果を上げてまいりましたが、一部では未だ拠点形成途上の状況や集積した業務機能等の都心回帰の動きも見られます。

一方、少子高齢化や人口減少の進行、AIやIoTなどの先端技術の進展、首都直下地震等の脅威など、取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている中、国土形成計画（全国計画）や首都圏整備計画においては、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備や、地域間のネットワークの形成などを推進することとされており、その実現に向けて国と関係都市が連携して取り組むことが必要です。

このような状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、東京圏における地域の中核となる都市の「拠点性の向上」をより一層図るとともに、広域的な幹線道路及び鉄軌道網の整備などによる業務核都市間の「ネットワークの構築」を着実に推進することで、防災・減災対策の強化や暮らしやすく働きやすい首都圏を実現し、国際的な都市間競争に打ち勝つ世界のモデルとなる東京圏の形成を進め、我が国の牽引役を担うことは、九都県市首脳会議及び茨城県共通の重要課題であります。

つきましては、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について、関係府省と連携の上、所要の措置を講ぜられるよう要望します。

令和3年8月18日

総務大臣 武田良太様

財務大臣 麻生太郎様

国土交通大臣 赤羽一嘉様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 神谷俊一

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 熊谷俊人

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

茨城県知事 大井川和彦

【拠点性の向上に関する要望】

○ 東京圏における地域の中核となる都市の機能集積等について

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」等を踏まえ、中枢中核都市の拠点機能の強化に取り組まれている中、東京圏における地域の中核となる都市においては、一部に未だ拠点形成途上の状況や業務機能の都心への回帰等が課題となっている。

これら都市の育成整備等を一層推進するため、中核的施設の支援対象の拡大や、施設整備に係る初期投資や更新投資など、民間事業者を含めた資金上の支援や税制上・財政上の支援措置などの制度拡充を図ること。

また、大都市圏制度の見直しにあたっては、国は意見聴取及び情報提供の機会を設けて、地方の意見を十分に踏まえた上で、地域の中核となる都市の位置づけを明確にし、拠点性の向上及び防災・減災の取組の強化、首都圏の国際競争力強化に向けた業務機能等の集約・促進など、これらをより一層推進するために支援すること。

【ネットワークの構築に関する要望】

○ 広域的な幹線道路及び首都圏の鉄軌道網の早期整備等について

防災・減災の取組の強化及び相互連携・交流の強化による一体的発展を図るため、広域的な幹線道路の整備を推進すること。特に、首都圏三環状道路については、事業化の決定した区間の整備を確実に推進するとともに、調査中の東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）については、全区間の計画の早期具体化を図ること。

また、交通政策審議会の答申において示されている「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現化する鉄軌道網の整備などについて、積極的に支援すること。

プレジャーボートの不法係留対策及び
安全対策について

意見書

令和3年8月

九都県市首脳会議

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置を
講じられますよう、九都県市首脳会議として意見書を提出します。

令和3年 8 月 20日

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
農林水産大臣 野 上 浩 太 郎 様

九 都 県 市 首 脳 会 議

座 長 千 葉 市 長 神 谷 俊 一

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

横 浜 市 長 林 文 子

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、小型船舶操縦免許新規取得者数は増加傾向にあるが、運航ルールやマナー等の遵守は十分でなく、なかでも、プレジャーボートの利用環境を巡る課題は多様化しています。

東京湾域においては、その課題の一つであるプレジャーボートの放置が依然、多く見られ、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあります。また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は52隻であり、海運、漁業等に対して深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港漁場整備法等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成25年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、令和4年度までの10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としています。

ついては、この計画を実効性のあるものとし、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と航行安全対策の一層の推進のため、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）
- 4 FRP船りサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）
- 5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）
- 6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法及び漁港漁場整備法等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定もありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年119隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は52隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）

〔説明〕

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

〔説明〕

プレジャーボート、水上バイクその他の小型船舶の航行安全対策の一層の推進に当たっては、危険な走行の原因をなくすことが重要ですが、危険な走行の原因の多くである酒酔い・酒気帯び操縦への他の河川利用者等からの不安の声が大きく、飲酒が関わる海難は死傷率も高いことから、これらに対する取り締まりの強化が不可欠です。

しかし、自動車を運転する場合とは異なり、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の36第1項の操縦に対する直接的な罰則はありません。

については、航行安全対策の一層の推進のため、酒酔い・酒気帯び操縦に対する罰則規定の創設を求めます。

1 減量化・再資源化の促進について

(1) 持続可能な資源利用促進事業

ア 目的

九都県市が、事業者による容器包装やワンウェイプラスチック、食品ロスの発生抑制や減量化等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を伝えることにより環境に配慮した行動を選択することを促し、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進していく。

イ 令和3年度の取組

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、宣言事業者と連携したPRキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を行い、事業者の取組を効果的に発信するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで事業者の取組を支援した。

食品ロス問題について、外国人を含む域内の幅広い世代の住民等に広く周知するため、食品ロスの削減がテーマの動画を掲出した。

(ア) 令和3年度協力事業者内訳

協力事業者：37社（昨年度比 2減）

内 訳：小売・外食事業者 14社

製造事業者 23社

業 種	事業者名
小売・外食事業者 (14社)	イオンマーケット株式会社、 イオンリテール株式会社、 株式会社イトーヨーカドー、株式会社エコス、 サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、 生活協同組合コープみらい、 生活協同組合ユーコープ、株式会社ダイエー、 株式会社東急ストア、富士シティオ株式会社、 株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー、 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
製造事業者 (23社)	アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、 味の素AGF株式会社、 味の素冷凍食品株式会社、江崎グリコ株式会社、 株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社

	キューピー株式会社、玉露園食品工業株式会社、 キリンビバレッジ株式会社、 サッポロビール株式会社、 サントリーホールディングス株式会社、 シーピー化成株式会社、中央化学株式会社、 株式会社ニチレイフーズ、 株式会社日清製粉グループ本社、 株式会社ファンケル、 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、 株式会社明治、山崎製パン株式会社、 株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社、 プリマハム株式会社
--	---

ポスターの掲示、リーフレット配架に協力いただいた小売店：
 計 1,270 店舗（昨年度比 111 店舗増）

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	37 店舗
イオンリテール株式会社	65 店舗
株式会社エコス	14 店舗
サミット株式会社	116 店舗
生活協同組合コープみらい	86 店舗
生活協同組合ユーコープ	45 店舗
株式会社ダイエー	78 店舗
富士シティオ株式会社	50 店舗
株式会社東急ストア	84 店舗
株式会社マルエツ	300 店舗
株式会社ヤオコー	145 店舗
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	250 店舗

(イ) 活動結果

○ プレゼントキャンペーンを通じた普及啓発

リーフレットやウェブサイトからキャンペーンに応募していただく中で、協力事業者の取組を効果的に発信し、消費者の資源利用に係る意識向上を促進するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで、事業者の取組を支援した。

実施期間：令和3年10月1日（金）～11月30日（火）

○ 公共スペースでの広告

JR京浜東北線・根岸線、横浜線及び中央総武線各駅停車の車内
まど上へのポスター掲示を行った。

実施期間：令和3年10月5日（火）～10月17日（日）

ファミリーマート「レジ液晶POP・店内BGM」に対応した静止画及
び音声データを作成し、広告掲出を行った。

実施期間：令和3年10月5日（火）～10月17日（日）

実施店舗：「レジ液晶POP・店内BGM」が対応可能な九都縣市域内
のファミリーマート

○ ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信

YouTube インストリーム広告を活用し、キャンペーン等に係る広告、
食品ロス削減がテーマの動画を掲出し、周知を行った。

実施期間：令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

「より良い社会や地球環境を作りたい」という思いを持った SNS
の発信者（社会派インフルエンサー）から、本事業の情報を発信
し、周知を行った。

Instagram ストーリーズ広告を用いてキャンペーンサイトへの誘
導を図った。

九都縣市公式ツイッター及び公式 Instagram にてキャンペーンの
広報を行った。

○ ポスター掲出による普及啓発

協力店舗や協力事業者のオフィス、その他域内の公共施設等にお
いてポスターを掲出し、当該事業の普及啓発を実施した。

実施期間：通年（自治体・施設により、掲出期間が異なります。）

（2）ウェブサイト等管理運営事業

ア 目的

分かりやすく効果的に九都縣市域内の廃棄物関連の情報の発信をするこ

とで、域内住民の環境行動の契機となるよう、訴求力のある広報を目指した検討、ウェブサイトの運用及び情報の共有を行う。

イ 令和3年度の取組

エコ・コラムの継続や Twitter、Instagram による情報発信など、訪問者にとってより分かりやすく、親しみやすい情報発信や、訴求力の向上を念頭にウェブサイトの管理運営を実施した。

(3) リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）に対して要望することとした。

要望日：令和3年11～12月予定

2 適正処理の促進について

(1) 廃棄物の適正処理啓発事業

ア 目的

廃棄物の広域的な課題解決に向け、九都県市間での連携を活かし、適正処理を促進するための普及啓発に係る取組等を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理促進を図るため、事業者等に対する普及啓発に係る取組を実施する。

イ 令和3年度の取組

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の期限内処理の促進に向け、広告媒体を作成し、効果的な広報を実施した。また、小型充電式電池が原因と疑われる火災や事故が発生していることから、小型充電式電池の適正処理についても広告媒体を作成し、効果的に周知啓発を実施した。

(2) 適正処理促進情報提供事業

ア 目的

廃棄物の適正処理を促進するため、適正処理に関する情報をウェブサイ

トで提供するとともに、廃棄物処理法等を事業者に対して周知を図る。

イ 令和3年度 of 取組

域内事業者等が求めている情報へのアクセス向上のため、ウェブサイトの改修を行い、オンラインでの情報発信を強化した。また、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ウェブサイトの廃棄物の適正処理についてのページ（廃棄物Q&A）の更新を行った。

(3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 37）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象とした、積載物や manifests の検査を実施した。

実施日	令和3年10月8日（金）
実施場所	首都高速道路池袋線 志村料金所

(4) 廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（環境省及び国土交通省）に対して要望することとした。

要望日：令和3年11月～12月予定

(案)

リサイクル関連法等に関する要望書

令和3年 月 日

農林水産大臣 金子 原二郎 様
経済産業大臣 萩生田 光 一 様
環境大臣 山口 壯 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 神谷 俊一

埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都知事 小池 百合子
神奈川県知事 黒岩 祐治
横浜市長 山中 竹春
川崎市長 福田 紀彦
さいたま市長 清水 勇人
相模原市長 本村 賢太郎

(別紙)

リサイクル関連法等に関する制度改正要望について

現在、わが国では、循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとし、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を制定することにより資源循環型社会の実現を目指しておりますが、個々の現行制度には未だ幾つかの課題もあることから、九都県市首脳会議では、以下のとおり、法令等の改正等を要望いたします。

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律について

- (1) 拡大生産者責任の考えに基づき、市区町村と事業者の役割分担について、引き続き検討を進めること。なお、平成20年度に施行された改正法により資金拠出制度が創設されたが、プラスチック製容器包装については、各自治体の努力に見合った額が配分されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (2) 市区町村が再商品化手法を選択できるようにするとともに、プラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、再商品化手法に応じた基準を設けること。
また、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直しを図ること。
- (3) PETボトルの「引き取り品質ガイドライン」に追加された「容易に分離可能なラベル付きボトル」の項目について、市区町村の負担を増大させないように再検討すること。
- (4) プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集・再商品化と、令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき予定される、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化との関係について整理し、国民に分かりやすく情報提供を行うこと。
- (5) 容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、事業者が「プラスチック資源循環戦略」を踏まえた達成すべき発生抑制の目標を定め、それを達成させるための施策を実施すること。また、現在は一定規模以上の小売業者に限られている定期報告制度について、業種を拡大するとともに、公表する制度を創設すること。

(説明)

市区町村と事業者の役割分担については、法改正後においても、引き続き自治体に負担がかかる制度となっていることから、例えば、収集運搬並びに選別保管の経費及び再商品化経費(小規模事業者に係る免除分)の負担等について引き続き見直しを行うことを求める。

なお、法改正により資金拠出制度が創設されているが、合理化拠出金の基準年度の

変更があったこと等により、平成 23 年度以降は拠出金が大幅に減少していることから、現行制度を継続する場合においては、拠出金総額が減少する可能性が高く、分別基準適合物の品質向上に取り組む自治体においては、財政負担が増加することが危惧される。こうしたことから、拠出金原資を充実するための措置を講じるなど、市区町村の努力に見合った額が配分される制度に見直すことを求める。

また、市区町村が処理施設の状況など地域の実情に応じた再商品化手法を自ら選択できるようにするとともに、現在一律となっているプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、各手法によって求められる品質は異なることから、再商品化を促進するため各手法別の基準を設けることを求める。

さらに、「引き取り品質ガイドライン」の「ペールの性質に求められるもの」により異物扱いとなっている市販の収集袋について異物としない扱いを求める。

平成 29 年度から PET ボトルの「引き取り品質ガイドライン」が変更され、「容易に分離可能なラベル付きボトル」の項目が追加された。これにより選別施設においてラベル除去作業が必要になるなど、市区町村の負担を増大させるものである。既にラベル除去機が設置されている再商品化事業者があるにもかかわらず、市区町村にもラベル除去を求める変更は、制度全体の費用を増加させる可能性が高いため、

「容易に分離可能なラベル付きボトル」の品質調査項目への追加及びその評価にあたっては、慎重に対応することを求める。

令和 3 年 6 月 4 日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、市区町村は、新法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化と容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集・再商品化を一括して進めることになる予定である。排出者の理解と協力を得て、プラスチック資源循環の促進につなげられるよう、法律相互の関係を整理し、対象品目や回収方法等について国民に分かりやすく情報提供を行うことを求める。

容器包装リサイクル法では、食品リサイクル法と異なり、発生抑制の目標が定められていないため、容器包装の区分ごとに発生抑制の目標を定め、発生抑制の促進を図ることを求める。また、特定の小売業事業者に定期報告を求める制度について、その対象を小売業以外の業種に拡大すること及び報告内容を公表する制度にすることを求める。

2 特定家庭用機器再商品化法について

- | |
|--|
| <p>(1) 再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討すること。</p> <p>(2) 不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組みについては、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいものとする。</p> |
|--|

(説明)

平成 27 年 3 月 30 日に「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正した件」(告示)が公布されたが、再商品化等料金の

回収方法の変更という根本的な制度改正は今回も見送られた。不法投棄を抑制するとともに拡大生産者責任の考え方を徹底するため、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度について引き続き検討することを求める。

環境省が 1,741 市区町村について調査した結果によれば、令和元年度における廃家電製品（特定家庭用機器に限る。）の不法投棄台数（推計値）は 51,800 台となっており、市区町村は不法投棄された廃家電製品の収集運搬及び再商品化等料金について、今もなお財政的負担を強いられている。そもそも、不法投棄された廃家電製品に係る再資源化等の費用は拡大生産者責任の観点から製造業者等が負担すべきと考えるが、時限措置として創設された不法投棄対策に関する製造業者等の資金拠出の仕組み（不法投棄未然防止事業協力等）については、基準を緩和するなど自治体が活用しやすいよう運用することを求める。

3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律について

- (1) 食品廃棄物の発生抑制を促進するため、令和元年 7 月に公布された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（告示）を踏まえ、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。
- (2) 法の対象となっていない学校給食用調理施設について、平成 27 年 4 月に公表された学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、法の対象とすべきか等を検討すること。
- (3) 法第九条に基づく定期報告の内容について、都道府県等あて情報提供すること。

（説明）

食品リサイクル法では、令和元年 7 月に発生抑制の目標値をさらに 3 業種へ追加設定したが、追加後もその業種区分は 34 業種区分と限られていることから、令和元年 7 月に公布された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（告示）を踏まえ、早期に目標値を設定する業種区分の範囲を拡大することを求める。

発生抑制は、食品リサイクル法において最優先で取り組むべき事項であることから、既に目標を達成している事業者に対し、発生抑制の目標を高めるための施策を講じることを求める。

また、学校給食用調理施設については法の対象となっていないことから、平成 27 年 4 月に公表された学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とすべきかどうか等を検討することを求める。

市区町村では、一定規模以上の多量排出事業者に減量化等計画書の作成等を義務付けるなど、事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の推進に取り組んでいるが、チェーン展開している小売業や外食産業の食品廃棄物について、市区町村域を超えた広

域的な枠組で再資源化等を進めていくには、市区町村単位の施策では限界がある。そこで、都道府県及び関係市区町村が、それぞれの施策との調和を保ちつつ、食品廃棄物等の地域循環の課題に連携して取り組むための基礎情報として、食品リサイクル法第九条の規定に基づく食品廃棄物等多量排出事業者の定期報告の内容を都道府県等に情報提供することを求める。

4 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について

- (1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく小型電子機器等の回収にあたっては、市況による小型電子機器等の引き渡し額の下落を受け、逆有償での対応を求められるなど、制度の運用に影響が出ている。これを踏まえ、国において自治体への財政的な支援を含む安定的かつ継続的に制度が運用できる方策を講じるとともに、小型電子機器等の回収・リサイクルを進める上で参考になる情報（認定事業者が行う回収・リサイクルに関する情報や小型電子機器等を識別しやすいマーク表示など分別回収を容易にする手法等）を提供するなど、自治体が事業を推進しやすい環境を整備すること。
- (2) 小型家電リサイクル制度に関する積極的な普及啓発を引き続き行い、国民の適正排出の推進や違法業者等による不適正処分の防止を図るとともに、再資源化事業者が直接回収する場合における国民の費用負担の軽減についても十分考慮すること。
- (3) 小型電子機器等を効率的・効果的に回収するため、小売業者等による市区町村の区域を超えた広域的な回収についても促進を図ること。
拡大生産者責任の観点から、小型電子機器等の製造・販売事業者に対しても一定の役割・責任を課すとともに、資源使用量の削減を促進するための仕組みを構築すること。また、製品に使用される有用金属やリチウムイオン電池等の火災事故の原因となるものに関する識別しやすい表示や構造など、消費者が分別して排出しやすく、また再資源化事業者がリサイクルし易い仕組みを検討すること。
- (4) 事業系の小型電子機器等の回収を円滑に進めるため、認定事業者を引き渡す場合に限り、排出事業者の収集運搬車への表示や管理票の取扱いに関して緩和する特例を設けるなど、より排出事業者及び認定事業者が小型電子機器等を排出・回収しやすい制度を検討すること。
- (5) 政令で定められている制度対象品目について、制度策定以降、市場に多く出回ったもの（加熱式たばこ等）を追加すること。

(説明)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、小型電子機器等の回収・リサイクルを実施するにあたっては、分別収集体制の構築や保管施設等の整備のほか、再資源化事業者への引渡しまでの収集・運搬等に係るコストは全て自治体の責任となっており、大きな負担となっている。また、昨今の小型電子機器等の引き

渡し額の下落を受け、一部自治体では制度維持にかかる負担が増大している。このことから、参加自治体における回収・処理等のコストに過度の負担が生じないよう財政措置をはじめとする安定的かつ継続的に制度が運用できる方策を講じるとともに、自治体の制度参加を促進するため、小型電子機器等の分別回収を容易にする識別マークなどの手法、各自治体等における先進的もしくは地域性を生かした取組事例の紹介、認定事業者や回収・リサイクル技術等に関する情報を提供するなど、自治体が事業を推進しやすい環境を整備することを求める。

また、制度に関して国民の理解・協力を促進し、違法業者等による不適正処分の防止を図るため、国による積極的な普及啓発を引き続き図るとともに、再資源化事業者が直接回収する場合における国民の費用負担についても、過度な負担となりリサイクルを阻害することのないよう十分考慮した方策を検討することを求める。

小型電子機器等を効率的・効果的に回収するために、自治体だけでなく小売業者等による広域的な回収促進を図ることを求める。

また、拡大生産者責任の観点から、費用負担も含め製造・販売事業者にも一定の役割・責任を課すことや、資源使用量の削減及び資源回収を促進するための仕組みを構築することを求める。

さらに、製品製造における有用金属等の資源投入量や関与物質総量等に関する情報提供、製品への有用金属や近年の火災事故の発生状況に配慮したリチウムイオン電池等の含有に関する識別表示のほか、再資源化事業者がリサイクルし易い製品の設計・製造を促進するための仕組みを検討することを求める。

令和2年5月に開催された産業構造審議会・中央環境審議会合同会合において、平成30年度の小型電子機器等の回収実績が公表されたが、認定事業者が回収した91,705トンのうち、事業系の小型電子機器等は、11,632トンと1割程度となっている。この理由として、小型電子機器等を排出するためにも、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行する手続きが必要であることによる排出事業者の負担感や、収集運搬事業者の車両表示義務等の手間が考えられる。

そこで、事業系の小型電子機器等を認定事業者に引き渡す場合に限り、排出事業者の収集運搬車への表示や管理票の取扱いに関して緩和する特例を設けるなど、より排出事業者・認定事業者が小型電子機器等を排出・回収しやすい制度設計にすることを求める。

また、政令で定められた28分類では、現在の市場に出回る小型電子機器等を網羅するに至っておらず、更なる再資源化の推進及びリチウムイオン電池含有製品の適正回収の推進に支障をきたしていることから、制度対象品目を拡充することを求める。

5 廃棄物の3R促進について

製造事業者の環境配慮設計に対してインセンティブを付与するなど、製造段階における省資源化・簡素化や製品の軽量化等を推進すること。また、リユース推進による環境面での効果を広く周知するとともに、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるよう実効策を講じること。

(説明)

廃棄物・リサイクル制度を拡大生産者責任と循環的利用を基調とするものに改め、環境配慮設計に対するインセンティブの付与や、リユース推進による環境面での効果を広く周知することにより、使用済製品のリユースやリターナブルびんの利用などが一層促進されるような実効策を講じることが求められる。

6 古紙・古布の国内循環の体制構築について

古紙・古布について、他国の政策や経済状況に左右されることのない安定したリサイクルを確立するため、国内循環を基本とした体制を構築すること。

(説明)

古紙及び古布については、リサイクルの多くを国外への輸出に依存しているため、他国の政策や経済状況によっては、既存のリサイクルシステムでの処理ができなくなる懸念される。

特に、昨今、輸出先の国での廃棄物輸入規制や、新型コロナウイルス感染症による流通の停滞により、市況価格が大幅に下落し、行政で回収した古紙・古布の売払契約の不調や、集団回収業者の事業撤退・縮小、古布回収停止など、古紙・古布のリサイクルに影響が出ており自治体の負担となっている。

安定したリサイクルシステムを維持するため、更なる古紙・古布の国内需要の促進を図るとともに、国内循環を基本とした体制の構築を求める。

7 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- (1) 令和4年度施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「新法」という。)に係る政省令の制定等にあたっては、使い捨てプラスチックに依存しない製品設計・販売形態・消費スタイルへの転換を目指し、無包装・量り売り、リユース容器などの普及を図ることを基本方針に掲げること。
- (2) 新法により、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を進めることとなるが、市区町村に係る過度な負担が生じることがないように制度を検討するとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえ、適切な費用負担とする仕組みや補助制度等を構築すること。
- (3) プラスチック使用製品設計指針には、リサイクル容易性への配慮、ポストコ

ンシューマの再生樹脂の利用等に止まらず、容器のリユースシステムの採用（リユース可能な容器の採用及び使用済み容器の回収・再使用の仕組みの導入）を検討すべき旨を加えること。また、リチウムイオン電池等を使用する製品に関しては、取り外し容易な構造や取り外しを促す表示などを求めること。

- (4) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化と併せて、容器包装リサイクル法第7条の4に基づく容器包装の使用の合理化に係る判断基準及び同法第7条の6に基づく容器包装多量利用事業者の要件の改正を合わせて行い、使い捨てカップ等の使用の合理化（リユース可能な容器への切替え等）を推進すること。
- (5) 製造・販売事業者等による製品等の自主回収及び再資源化を推進するにあたっては、自社製品以外の廃棄物処理を可能とするなど、関連業界で協力して取り組むことができるよう関係事業者間の連携を促すこと。
- (6) 回収したプラスチックごみのリサイクル先の確保について特段の措置を講じるとともに、収集運搬車両への表示・書面の備え付け義務を緩和するなど、柔軟な制度とすること。
- (7) 排出事業者による排出の抑制及び再資源化に関しては、単なる排出の利便性や再資源化費用の低廉化が優先されないよう、判断基準に排出の抑制が優先されるべきこと及び再資源化の高度化が重要であることを明記するとともに、ガイドライン等により適切な排出抑制及び再資源化の適切な手法を示すこと。
- (8) リサイクル制度の構築にあたっては、先進的な資源化技術の研究を行うとともに、リサイクル事業者に対し、財政措置を含む様々な支援を行い、制度を充実・推進させること。
- (9) 今後、バージンプラスチックを抑制し、リユースや再生樹脂の利用拡大を促す経済的手法（バージンプラスチック課税、炭素税等）について検討していくこと。

（説明）

令和4年度に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「新法」という。）に係る政省令の制定等にあたっては、使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルの実現に向けた実効性ある制度を目指すべきであり、使い捨てプラスチックに依存しない製品設計・販売形態・消費スタイルへの転換を目指し、無包装や量り売り、リユース容器などの普及を図ることを基本方針に掲げることを求める。

新法の成立は脱炭素社会実現へ向け重要な一歩であり、市区町村も積極的に取り組むべきと考えるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現在市区町村の財政は極めて厳しい状況であり、その影響は長期に渡ると推測される。

このような中、新法第6条第1項に基づき、市区町村が家庭から出るプラスチックごみを一括回収することとなるが、分別回収と再商品化に伴う費用が自治体負担とされた場合、多額の費用負担が生じる。

プラスチック製容器包装のリサイクルにおいて、既に市区町村は多くの費用を負担している中、今後、分別収集体制の変更や住民への周知等の新たな負担が生じるほか、収集量の増加による処理費用の増加負担など、さらに負担が増大すれば、製品プラスチックの分別収集実施の意欲があっても、多くの市区町村が財政的な理由から実施できないおそれがあるため、市区町村に過度な負担が生じることがないように、拡大生産者責任の観点を踏まえ、適切な費用負担とする仕組みや補助制度等の支援体制を構築していただきたい。

廃棄物の発生抑制を促す観点から、プラスチック使用製品設計指針には、リサイクル容易性への配慮、ポストコンシューマの再生樹脂の利用等に止まらず、容器のリユースシステムの採用（リユース可能な容器の採用及び使用済み容器の回収・再使用の仕組みの導入）を検討すべき旨を加えることを求める。また、回収の際に混入すると危険性・有害性があるリチウムイオン電池等を使用する製品に関しては、取り外し容易な構造や取り外しを促す表示などを求める内容とすること。

小売・サービス事業者では、飲食物を使い捨てカップ等で提供することが多く、多量に利用されているながらも使用の合理化の対象になっていない実態がある。そのため、特定プラスチック使用製品の使用の合理化と併せて、容器包装リサイクル法第7条の4に基づく容器包装の使用の合理化に係る判断基準及び同法第7条の6に基づく容器包装多量利用事業者の要件の改正を合わせて行い、使い捨てカップ等の使用の合理化（リユース可能な容器への切替え等）を推進することを求める。

製造・販売事業者が広域に渡り廃棄物のリサイクルを推進する制度としては、現在、広域認定制度があるが、制度認定にあたって手続きが煩雑であることや、制約が多いことが大きな負担となっており、申請をためらう事業者が多い。

そのため、今後、自主回収を推進するためには、広域認定制度よりも運用しやすい制度を構築することが必要と考えられる。

また、製造・販売事業者等による製品等の自主回収及び再資源化を推進するにあたっては、事業者ごとに自主回収・再資源化を行うルートが乱立すると非効率であり、排出者にとっても分かりにくいいため、自社以外の製品も含め、まとめて回収・再資源化を可能とするなど、関連業界で協力して取り組むことができるよう関係事業者間の連携を促し、実効性の高い制度とすることを求める。

プラスチックごみの輸出規制の強化や、国内での重要な受け皿となっている製鉄所の休廃止が相次ぎ報じられる中で、熱回収が高効率であり、他のリサイクル手法と比べて環境負荷が低減できる場合は、プラスチックごみ発電などの熱回収をリサイクル手法に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、市区町村が分別収集したプラスチックごみが行き場を失うことのないよう対応することを求める。

また、広域認定制度の認定事業者に大きな負担となっている収集運搬車両への表示や書面の備え付け義務を緩和するなど、柔軟な制度とすることを求める。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再資源化の方法が複数併存し、必ずしも排出抑制や脱炭素化の方向につながらない懸念がある。そのため、排出事業者による排出の抑制及び再資源化に関しては、単なる排出の利便性や再資源化費用の低廉化が優先されないよう、判断基準に排出の抑制が優先されるべきこと及び再資源化の高度化が重要であることを明記するとともに、ガイドライン等により適切な排出抑制及び再資源化の適切な手法を示すことを求める。

事業実施にあたり、プラスチック資源を効率的かつ効果的にリサイクルするためには、国が率先して先進的な資源化技術の研究を行うとともに、再商品化事業者の施設が近距離に立地することが望ましく、全国的に整備されることが必要であることから、リサイクル事業者に対し、財政措置を含む様々な支援を行い、制度を充実・推進させることを求める。

バージンプラスチックに対する再生樹脂の価格競争力を高めるため、今後、バージンプラスチックを抑制し、リユースや再生樹脂の利用拡大を促す経済的手法について検討していくことを求める。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は欧州連合が導入しようとしているバージン樹脂課税によりバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源を水平リサイクル技術の開発や社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

(案)

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについての要望書

令和3年 月 日

環境大臣 山口 壯 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 神谷 俊一

埼玉県知事 大野 元裕

千葉県知事 熊谷 俊人

東京都知事 小池 百合子

神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市長 山中 竹春

川崎市長 福田 紀彦

さいたま市長 清水 勇人

相模原市長 本村 賢太郎

(別紙)

廃棄物処理法等に関する制度の見直しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)については、その時々の廃棄物問題を取り巻く状況等を踏まえ、度重なる改正が行われており、平成29年度は不適正処理による生活環境保全上の支障に対応するための改正が行われたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もある現下の厳しい経済情勢においては、処理費用削減をねらいとした不適正処理の増加が今後も懸念されるところであり、廃棄物適正処理の推進はその重要度を一層増しています。

また、廃石綿等やポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物といった有害廃棄物の処理対策や電子マニフェストの普及等については、一定の成果はあるものの、十分な施策の推進がなされておらず、なお多くの課題が残されています。

九都県市首脳会議としては、不適正処理のない健全な資源循環型社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を引き継ぐことが、現代に課された使命であると考えます。そのためには、国及び地方公共団体が連携し、不断の努力をもって、これら個々の課題に対して効果的な制度の創設や運用の見直し等に努めなければなりません。

よって、このたび制度の見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 産業廃棄物処理施設の許可における審査基準の明確化

産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎については、環境省令(同法施行規則)において、「施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とされ、令和2年3月30日付環循規発第2003301号において、経理的基礎に係る判断についての考え方が示されているところであるが、なお具体的な基準が十分示されておらず、審査において苦慮している。産業廃棄物処理業の許可についても同様であるが、経理的基礎については申請者の能力に係るものであり、自治体によって異なる基準により審査されることは望ましくなく、国により具体的かつ客観的な審査基準が明確に示される必要がある。

2 産業廃棄物処理施設設置許可の失効規定の新設

産業廃棄物処理施設の設置許可取得後、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合には、当該設置許可の効力が失効する規定を設けること。

(説明)

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたにもかかわらず、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない事案が生じている。このような場合においては、期間の経過により周辺環境の変化が生じ、当該許可を維持することが生活環境の保全上不適当となるおそれや、許可取得時に計画したものと同等の設備を調達できなくなったり設置完了時点の技術基準に適合しなくなったりするおそれがある。しかしながら、現行の制度では、このような場合において当該許可の効力を失わせることは困難である。

したがって、過去に設置許可を受けた施設であっても、その設置工事が相当な期間を超えて着工されない場合又は中断している場合にはその事実をもって、行政処分によることなく、当該設置許可の効力が失効する規定を設ける必要がある。

3 製造・販売事業者による適正な処理に関する措置

危険、有害又は破砕等が困難という理由から市区町村で適正処理が困難なリチウムイオン電池をはじめとする一般廃棄物については、拡大生産者責任の考え方に基づき、製造・販売業者等による回収・適正処理を義務付けしたシステムの構築を検討すること。

(説明)

市区町村による適正な処理が困難な一般廃棄物のうち、在宅医療廃棄物、廃スプリングマットレス等については、一部の事業者による回収・処理が行われているものの、いまだ業界全体として適正処理システムが確立、浸透されていないため、事業者による回収・適正処理システムを確立、促進するよう事業者指導の強化が必要である。

また、危険性・有害性の高い廃棄物（リチウムイオン電池、使い捨てライター、溶剤、塗料、化学薬品、農薬等）や破砕作業等が困難となる堅牢な廃棄物（スキュー板及びサーフボード等のFRP製品、耐火金庫等）については、市区町村の廃棄物収集運搬及び処理過程において適正な処理が困難となっているうえに、製造者等による回収・適正処理も確立していないため、市区町村の一般廃棄物処理事業に支障をきたしており、拡大生産者責任の徹底の観点からも事業者による回収・適正処理システムを早期に確立することが必要である。

さらに、広域認定制度を積極的に活用するなど、事業者による回収・適正処理システムが円滑に機能するよう推進することが必要である。

4 再生利用の促進について

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品、再生骨材等の再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じること。特に、日本産業規格に適合した溶融スラグについては、製造した市区町村以外での公共工事及び民間工事においても広域的な利用が促進されるよう必要な措置を講じること。

また、国の公共工事においては、引き続き再生資材の利用促進を図ること。

(説明)

溶融スラグ、エコセメント、木材チップ再生品、再生骨材等の再生資材については、現状においてはバージン材との競争力も乏しく、需要も少ない状態である。これらの状況を改善するため、グリーン購入制度の拡充など再生利用の促進を図るための措置が必要である。

一般廃棄物の溶融固化により得られた溶融スラグは、焼却灰の減容化に資するとともに、土木資材としても利用でき、最終処分場の延命化に一層効果的なことから、積極的に公共工事等へ利用するよう努めているところであるが、公共工事が減少していることもあり、溶融スラグを製造する自区内の公共工事だけではすべてを利用しきれない状況にあるため、他の市区町村や都県、国、民間工事などにおいてもより積極的に利用していくことが求められている。

平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号では、溶融スラグを製造する市区町村が自ら発注した公共工事で利用する場合と、それ以外の市区町村内や民間工事で利用する場合において廃棄物の処分に該当するか否かの扱いが異なっているが、今後溶融スラグを各行政機関や民間企業などが土木資材として利用し、利用量を拡大していくためには、日本産業規格に適合した溶融スラグについては、廃棄物の処分に該当しないよう措置することが必要である。

再生骨材についても、建築物の建替需要の高まり等により、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生し、需給のギャップが生じている。このため、現場近傍の再資源化施設へのコンクリート塊の持込を拒否、制限されるなど、工事に支障が生じている例もある。今後も、社会資本の整備や更新によりコンクリート塊の発生量が増大することが見込まれることから、再生骨材の利用拡大に取り組む必要がある。

5 廃石綿等の対象範囲の拡大及び無害化処理の促進

- (1) 建築物その他の工作物以外から生ずる石綿を含む産業廃棄物について、その性状が人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる場合は、特別管理産業廃棄物としての廃石綿等に該当するよう、その対象範囲を拡大すること。
- (2) 廃石綿等の無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の増加を行うこと。

(説明)

- (1) 特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等については、平成 18 年政令第 250 号による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正により、その対象範囲が建築物その他の工作物へと拡大された。しかしながら、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある廃石綿等は、建築物その他の工作物以外にも、給食センター等で使用される業務用のガス釜、温蔵庫、冷蔵庫等並びに金庫及び電車の車体等といった多岐にわたる設備から発生するものであり、これらについては特別管理産業廃棄物と同様の取扱いにより適正に処理されるべきである。したがって、法における特別管理産業廃棄物としての廃石綿等の対象範囲の拡大が必要である。
- (2) 廃石綿等の無害化処理については、認定制度が設けられているが、民間事業者における認定の取得は進んでいない。廃石綿等の最終処分量を減少させて最終処分場の延命を図るためにも、国において無害化処理技術の確立に努めるとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の増加を行い、普及促進する必要がある。

6 PCB 廃棄物の適正処理の推進

- (1) PCB 廃棄物の期限内処分を確実なものにするよう、拠点的 PCB 廃棄物処理施設の処理能力を向上させるとともに、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定施設を増設するなど処理体制を強化すること。
- (2) 高濃度 PCB 廃棄物の処理費用について、新型コロナウイルスの影響により経営の状態が悪化した者等へ配慮した追加支援策を講じること。
- (3) 使用中の PCB 含有機器を含めて PCB 廃棄物の早期処理を実現するため、使用中の変圧器、コンデンサー等を把握し早期に使用を中止させる新たなしくみを構築するとともに、PCB 廃棄物を適正に保管し処理期限内に確実に処理する必要があることを含めた包括的な広報を実施すること。
また、使用中の PCB 含有機器を含む低濃度 PCB 廃棄物の処分期限内の確実、かつ早期の処理を実現するため、新たな法的措置や事業者への金銭的負担軽減措置を検討・実施すること。

- (4) 平成 28 年 7 月に改訂された国の「PCB 廃棄物処理基本計画」で都道府県市の役割とされた未届者の掘り起こし調査について、さらなる財政措置等を講じること。さらに、これまで掘り起こし調査の対象とされていなかった X 線発生装置、溶接機、昇降機制御盤等について、業界団体等への積極的かつ早急な広報を実施すること。
- (5) 今後、報告徴収・立入調査権限の強化及び行政代執行等により、事務負担の大幅な増大や財政負担が想定されることから、その執行に必要な経費について、さらなる財政措置を講ずること。

(説明)

- (1) PCB 廃棄物については、PCB 特別措置法により、高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が変圧器・コンデンサーは令和 4 年 3 月 31 日まで、安定器及び汚染物等は令和 5 年 3 月 31 日まで、低濃度 PCB 廃棄物は令和 9 年 3 月 31 日までと定められているが、保管中の漏えいリスクが高まるなど環境保全の見地からも、可能な限り早期に PCB 廃棄物を処理する必要がある。全国 5 か所の拠点的 PCB 廃棄物処理施設について、設備を拡充し処理能力を向上させる必要がある。

また、低濃度 PCB 廃棄物については、令和 3 年 6 月 10 日現在、全国で環境大臣認定を受けた 34 事業者及び都道府県知事等の許可を受けた 5 事業者が稼働しているところであるが、絶縁油と容器を合わせた処理ができる施設が 19 施設のみであり処理が進んでいない。国の積極的な関与により早急に容器処理も含めた無害化処理施設を増設するなど、一層その処理体制を強化する必要がある。特に、PCB が漏えいしている機器等については、緊急に処理されるべきであり、一刻も早い処理体制の構築が必要である。

- (2) 高濃度 PCB 廃棄物の処理費用の負担軽減措置としては、中小企業者等を対象として、収集運搬・処分費用に対する軽減措置があり、さらに、令和 3 年 3 月末までの申請分については、新型コロナウイルスの感染拡大によって経営の状態が悪化した事業者等への追加軽減措置が講じられた。

新型コロナウイルスの感染拡大によって経営の状態が悪化した場合、その影響は長期間に及ぶことが想定され、PCB 廃棄物の処理費用が大きな負担となることで、処理が停滞するおそれがあることから、新型コロナウイルス感染拡大収束後においても追加支援が必要である。

- (3) 平成 28 年度の法改正により、高濃度 PCB 廃棄物については、使用中の物も含めて規制が強化されたが、使用中の PCB 含有機器等を把握するためには更なる調査が必要となる。

そのために、PCB 含有が不明な変圧器は、定期点検時の絶縁油の PCB 濃度分析を義務化する。そして、PCB 含有が不明なコンデンサーは、早急に使用を中止し、絶縁油の PCB 濃度分析を義務化する。さらに、経済産業省が保有する

P C B 電気工作物データ等を活用し、使用中の事業者に対して令和 9 年 3 月の処理期限を見据えた P C B 含有機器の使用中止及び処理方法を周知する上での根拠となる通知文書の発出など、関係省庁と連携した包括的な広報を実施する必要がある。

また、使用中の P C B 含有機器については、使用を中止するに当たり機器の更新費用が大きな負担となるため使い続けざるを得ない事業者があることから、分析等の義務化と併せて機器更新費用に対して補助金等の金銭的な負担軽減措置を関係省庁と連携して実施する必要がある。

さらに、低濃度の P C B 廃棄物についても、早期処理の推進策として、高濃度 P C B 廃棄物と同様の規制の強化や、事業者に対する補助金等の金銭的な負担軽減措置が必要である。

- (4) 平成 28 年 7 月に改訂された国の「P C B 廃棄物処理基本計画」で都道府県市の役割とされた未届出者の掘り起こし調査は、実施にあたり都道府県市にとってかなりの財政負担となっているが、その負担に対する措置としては地方交付税交付金の算定根拠のひとつになっているにすぎず、支援が不十分である。処理期限内処理のために掘り起こし調査の実施を担保するためには、自治体に過度の負担が生じないようにするとともに、調査に必要なさらなる支援を行う必要がある。

さらに、X線発生装置、溶接機、昇降機制御盤等についてはこれまで掘り起こし調査の対象とされておらず、相当量の高濃度 P C B 廃棄物が期限後に発見されるおそれがあることから、北九州事業区域における期限後の発見事例等を踏まえ、業界団体等への積極的かつ早急な広報を実施すること。

- (5) 平成 28 年 5 月に改正された P C B 特別措置法では、同法に基づく届出がなされていない高濃度 P C B 廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化されている。また、P C B 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度 P C B 廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできることになった。その執行に必要な経費の一部については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等から措置される予定であるが、高濃度 P C B 廃棄物の処理費用は高額となることから、都道府県市の財政負担は大きく、さらなる財政措置を講じることを求める。

7 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストについては、平成 25 年 10 月に「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」が策定され、普及拡大に向けて取組を進めてきたところであり、令和 2 年度の電子化率は 65% であるが、引き続き、普及拡大の更なる取組を進めるために、国において使用の義務化対象者の拡大を図ること。

(説明)

電子マニフェストについては、マニフェストの偽造等を防止することで廃棄物適正処理の推進に役立つことや、平成 20 年 4 月から開始されたマニフェスト交付等状況報告制度において報告の必要がなく、事業者及び自治体の事務負担の軽減に役立つことから、その普及が望まれる。平成 25 年 10 月に国が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」は、平成 30 年 10 月に改定され、2022 年度（令和 4 年度）に電子マニフェストの普及率を 70%とする目標を掲げている。

今後も引き続き、着実に普及拡大の取組を進めるとともに、国においては、平成 29 年 6 月の法改正により、令和 2 年 4 月 1 日から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には電子マニフェストの使用が義務化されたところであるが、普及拡大の更なる取組を進めるため、その他の特定の産業廃棄物についても多量排出事業者には使用の義務化を図ることが必要である。

8 産業廃棄物の不法投棄等原状回復に対する支援策の改善・充実

不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、安定的かつ継続的な制度を構築し、必要額を確保するとともに制度の拡充を図ること。

(説明)

都道府県等が、産業廃棄物の不法投棄等の支障除去を行った場合は、産業廃棄物適正処理推進センターが、産業廃棄物適正処理推進基金（以下「基金」という。）を活用して支援を行うとされている。しかし、基金の財源状況等により支援が受けられない場合は、都道府県等が除去費用の全額を負担することとなるため、本来、支援が受けられる事案が排除されることがないよう、基金について必要額を確保することが必要である。

今後、見直しを行う際には、不法投棄等不適正処理の現状を踏まえるとともに都道府県の意見を反映されるよう要望する。

また、事前に行う環境への影響調査等は支障除去事業には欠かせないものであるが、これに要する経費は支援事業の対象外となっている。これらの経費についても支援対象とするとともに、平成 25 年度から引き上げられた支障除去費用の都道府県等の負担割合を従来どおりにするなど、都道府県等の負担が増すことのないよう制度の拡充を図る必要がある。

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書

令和3年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様
環境大臣 山口 壯 様

九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 神谷 俊一

埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都知事 小池 百合子
神奈川県知事 黒岩 祐治
横浜市長 山中 竹春
川崎市長 福田 紀彦
さいたま市長 清水 勇人
相模原市長 本村 賢太郎

(別紙)

建設リサイクル法等に関する制度の見直しについて

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）については、平成 14 年に完全施行されて以来、特定建設資材をはじめとする建設廃棄物の再資源化率の向上に大きく寄与していますが、一方で、令和元年度の不法投棄全体における建設廃棄物の割合は 52.5%を占めており、建設廃棄物の適正処理についてはより一層の推進が必要です。

九都県市首脳会議では、建設リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関して、廃棄物適正処理の推進に効果的と考えられる制度や運用等を協議しており、このたび、見直し等が必要と考える事項について、以下のとおり要望します。

1 建設廃棄物の総合的管理による不法投棄対策

建設廃棄物の不法投棄を防止するため、解体工事等から処分に至るまでの廃棄物の流れを総合的に管理するとともに、適正処理に必要な費用が確実に支払われる制度を導入すること。

(説明)

建設リサイクル法の完全施行後、建設廃棄物の不法投棄は減少しているが、不法投棄全体における建設廃棄物の割合はなお大きな割合を占めており、更なる不法投棄対策のための制度及び施策が必要である。

九都県市首脳会議では、平成 19 年に建設廃棄物の総合的管理による不適正処理の防止について要望を行っており、中央環境審議会の「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について－とりまとめ」（平成 20 年 12 月）においても、建設廃棄物の流れの「見える化」について検討すべきとされている。

今後、建設廃棄物の総合的管理を検討するに当たっては、既存の電子マニフェストシステムを効率的に利用すること、現行の廃棄物処理法においてマニフェスト交付の対象とならない自己運搬及び自己処分についても当該管理システムにおいて報告の対象とすること、適正処理に必要な費用が確実に支払われる仕組みを導入すること及び建設廃棄物の流れについて関係者や行政が把握できるようにすること等を具体的に制度化し、効果的な仕組みとする必要がある。

2 建設汚泥の発生抑制及び再資源化の推進

建設廃棄物のうち、再資源化が低迷し、最終処分量で大きな割合を占める建設汚泥について、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」の対象とならない民間工事においても発生抑制及び再資源化を推進するため、法により、工事間利用等の再生利用や再資源化を義務付けること。

(説明)

建設汚泥については、再資源化が低迷し、産業廃棄物全体の最終処分量において大きな割合を占めている。国土交通省直轄の公共工事で発生する汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」により、その再生利用に努めることとされているが、当該ガイドラインの対象とならない民間工事で発生するものについても、発生抑制及び再資源化を推進する必要がある。

建設汚泥は建設資材には当たらないものとされているが、工事間利用等での排出事業者自らの再生利用の義務付けや、再資源化等が義務付けられる特定建設資材と同様に再資源化等を義務付ける必要がある。

3 解体工事の工程に係る分別解体等の一層の徹底

解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること。

(説明)

石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されている。

しかし、これまで再生骨材の中に石綿含有建材が混入した例があり、今後ものがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあることから、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界がある。

がれき類や下ごみ等の建設廃棄物に石綿含有建材の混入を防止するため、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等が徹底されるような抜本的な法制度の見直しを行うことが必要である。

4 解体系廃石膏ボードのリサイクル促進

建築用内装材料等として広く用いられている石膏ボードのリサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法の特定建設資材として石膏ボードを指定すること。

(説明)

石膏ボードは建築用内装材料等として広く用いられている。しかし昨今の景気の低迷から、他の廃棄物との混合破砕などにより、不適正処理が横行しつつあるとの指摘もあり、また、管理型処分場での処分が義務付けられたことから、管理型処分場逼迫の懸念材料にもなっている。

廃石膏ボードは年間百数十万トン排出されているが、今後さらに増加する見込みであり、そのリサイクル及び適正処理を推進していくことが強く求められている。

廃石膏ボードのリサイクルが進まない大きな要因の一つに、解体系廃石膏ボー

ドをリサイクルする仕組みが確立されていないことが挙げられる。

国土交通省においては、廃石膏ボードの再資源化を目的にした「現場分別解体マニュアル」を作成し、建築物の解体工事や改修工事における石膏ボードの分別解体、管理方法について手順をまとめたところであるが、解体系廃石膏ボードのリサイクルを促進するためには、リサイクルの仕組みを確立した上で、建設リサイクル法において「特定建設資材」に指定されることが必要である。

環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

環境分野における国際協力

1 目的

平成20年の首都圏連合フォーラム環境行動宣言に基づくアジアやアフリカ諸国等に対する環境分野における国際協力・途上国支援の取組として、JICA横浜が企画する途上国の将来を担う青年層を対象とした研修事業に参画し、各自自治体の先進的な環境関連事業や具体的な施設の紹介等を通じて、研修対象国の今後の国づくりにおける環境分野をはじめとした課題解決や取組の推進に資する知識や意識の向上を図る。

2 実施時期

令和3年9月13日（月曜日）から令和3年9月24日（金曜日）まで

3 事業内容

(1) 事業名

2021年度青年研修「中央アジア・コーカサス地域/都市環境管理コース」

(2) 研修対象国

中央アジア・コーカサス地域

(アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、ウズベキスタン、ジョージア)

(3) 研修員

12名

(4) 実施方法

新型コロナウイルス対策として、研修生の来日はせず、研修資料を送付し、自国で各自学習を進める遠隔研修による実施とする。

(5) 研修日程

区分	日数	月日	曜日	プログラム	担当都縣市
遠隔研修	1	9月13日	月曜日	プログラムオリエンテーション	JICA 横浜
				地方自治体における環境行政	千葉市
	2	9月14日	火曜日	家庭ごみの処理について	相模原市

区分	日数	月日	曜日	プログラム	担当都縣市
遠隔研修	3	9月15日	水曜日	廃棄物行政について（資源化）	横浜市
	4	9月16日	木曜日	廃棄物処理について（資源循環モデル施設）	埼玉県
	5	9月17日	金曜日	廃棄物処理について（最終処分場）	東京都
		9月18日	土曜日	休み	
		9月19日	日曜日	休み	
	6	9月20日	月曜日	環境普及啓発施設について	川崎市
	7	9月21日	火曜日	環境モニタリングについて	神奈川県
	8	9月22日	水曜日	地下水汚染対策について	千葉県
	9	9月23日	木曜日	し尿処理について	さいたま市
	10	9月24日	金曜日	レポート作成	JICA 横浜

地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

省エネ・節電キャンペーン

1 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示し、住民、事業者が省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

2 主な取組と実施時期

(1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンの実施

令和2年5月1日（金曜日）から令和3年4月30日（金曜日）まで（通年実施）

令和3年5月1日（土曜日）から令和4年4月30日（土曜日）まで（通年実施）

(2) ホームページを活用した情報提供（<http://www.tokenshi-kankyo.jp/global-w.html>）

令和2年5月1日（金曜日）から令和3年4月30日（金曜日）まで（通年実施）

令和3年5月1日（土曜日）から令和4年4月30日（土曜日）まで（通年実施）

(3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン

令和2年11月1日（日曜日）から令和3年1月31日（日曜日）まで

令和3年10月1日（金曜日）から令和3年12月31日（金曜日）まで

3 事業内容

(1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン

ア 各都県市における率先行動、クールビズ・ウォームビズの実施

(ア) クールビズ

令和3年5月1日（土曜日）から令和3年10月31日（日曜日）まで

(イ) ウォームビズ

令和2年12月1日（火曜日）から令和3年3月31日（水曜日）まで

イ 取組内容

(ア) 企業、団体等への取組要請

(イ) ポスターの作成、配布、掲出による普及啓発

ポスターの掲出により、住民、事業者に節電及び地球温暖化対策に向けた取組への協力を呼びかけ。

a 作成物、作成枚数：A2判ポスター

令和2年度 12,085 枚、令和3年度 12,500 枚

b 配布先：各都県市内の公共施設、小・中学校等

(2) ウェブサイトを活用した情報提供

省エネ・節電及び地球温暖化対策に係る普及啓発活動、各都県市及び関係機関の省エネ・節電に関する情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報等



キャンペーンポスター

を掲載し、住民や事業者等への啓発を行った。

(3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン

家庭での電気使用量が多いエアコン、電気冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発することで、民生家庭部門の二酸化炭素排出量削減を目的とし、九都県市省エネ家電買替キャンペーンを実施することとした。

ア 期間

令和2年11月1日（日曜日）から令和3年1月31日（日曜日）まで
令和3年10月1日（金曜日）から令和3年12月31日（金曜日）まで

イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で使用しているエアコン、電気冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者

ウ 対象製品

- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ基準達成率が114%以上のエアコン（4つ星以上）
- ・統一省エネルギーラベルにおける省エネ基準達成率が86%以上の電気冷蔵庫

再生可能エネルギーの導入促進

1 目的

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、九都県市が連携し効果的な事業を実施することで、更なる普及啓発を図ることを目的とする。

なお、「太陽エネルギーの更なる普及促進」については、九都県市共通の課題であり、今後も連携して取り組む必要があることから、引き続き事業内容に反映していくこととする。

2 主な取組と実施時期

- (1) 再生可能エネルギー活用セミナー（サステナブルエネルギーセミナー）の開催
令和3年8月17日（火曜日）（アーカイブ配信：令和3年8月31日（火曜日）まで）
- (2) みんなで一緒に自然の電気キャンペーン
令和3年10月22日（金曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで
- (3) ホームページの作成
適宜実施

3 事業内容

- (1) サステナブルエネルギーセミナーの開催

再生可能エネルギー及び水素エネルギーの活用については、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に加え、特に東日本大震災以降は、自立・分散型エネルギーを確保する観点からも注目されているところである。

このような状況を踏まえ、九都県市域内の再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入

を促進するため、ファミリー層を対象としたセミナーを実施した。なお、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、オンラインでの配信とした。

(2) みんなで一緒に自然の電気キャンペーン

再生可能エネルギー電力を選択できる機会を提供することにより、九都県市内の住民の再生可能エネルギー電力の認知度を向上させ関心を高めることで、再生可能エネルギーの利用を促す事業を実施した。

(3) ホームページの作成

適宜実施

首都圏における水素社会の実現に向けた取組

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しない「クリーンエネルギー」であることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、講演会、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組と実施時期

(1) 国等への要望

令和3年5月

(2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換の実施

検討中

3 事業内容

(1) 国への要望

令和3年5月19日(水曜日)に経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して要望を行った。

(2) 水素エネルギー関連事業者等との意見交換会

検討中

ヒートアイランド対策

1 目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が暑さの厳しい7月から9月に開催され、日本の高温多湿な夏に不慣れな外国人が多く来訪することや、高齢者等の熱中症リスクが高まることから、これらを踏まえた効果的な「ヒートアイランド対策」の取組を促進する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 打ち水の推進
- (2) 日傘利用の推進

ともに令和3年7月から9月まで（「夏の暑さ対策」推進期間）

3 事業内容

- (1) 打ち水の推進

手軽にできるヒートアイランド対策のひとつである「打ち水」について、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、啓発イベントは実施なしとしたが、特定非営利活動法人日本水フォーラムが推進する「打ち水大作戦」を後援し、「いっせい打ち水大作戦2021」（8月23日（月曜日）の水の日に実施）への参加を呼び掛けるとともに、各都県市のSNSやメールマガジン、HP等の広報媒体を活用し、打ち水の効果や家庭における打ち水実施の啓発を行った。



打ち水啓発ちらし

- (2) 日傘利用の推進

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、啓発イベントは実施なしとしたが、体感温度を下げ、熱中症予防につながる日傘利用を推進するため、各都県市のSNSやメールマガジン、HP等の広報媒体を活用し、日傘の効果や日傘の積極的利用について啓発を行った。



日傘利用啓発ちらし

温暖化対策に係る調査・研究等の取組

1 目的

効果的な地球温暖化対策の手法等を九都県市及び各都県市内の市区町村職員間で情報共有を図り、各都県市での取組を促進する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 九都県市共通調査等の実施
令和3年6月から令和4年3月まで（適宜実施）
- (2) 政策情報交換の実施
令和3年6月15日（火曜日）14時00分から16時30分まで
- (3) 九都県市共同要望の実施
検討中

3 事業内容

- (1) 九都県市共通調査等の実施
川崎市より提案のあった電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について、調査を実施することとした。
- (2) 政策情報交換の実施
当年度、次年度の各自治体での施策展開に寄与するよう情報交換希望事項を各自治体から募り、詳細な政策情報の共有会を実施した。また、形式的な情報交換ではなく、事前に情報交換希望事項を調査し、当該取組の担当者が参加する実質的な情報交換会・政策勉強会とした。
- (3) 九都県市共同要望の実施
検討中

水素社会の実現に向けた取組について

脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策が世界的な共通の課題となっている中、利用の段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーが次世代のエネルギーとして注目されている。

水素は多種多様なエネルギー源から製造が可能であり、エネルギーの安定確保や環境負荷低減等に大きく貢献するクリーンエネルギーとして期待されている。

また、水素関連製品は、我が国の高い技術力の結晶であり、水素エネルギーの普及による経済波及効果は大きい。さらに、燃料電池自動車や燃料電池バスなどは、災害時の非常用電源としての利用も可能である。

こうした中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内で水素エネルギーの普及拡大を図ることは、我が国の環境先進技術を世界に対しアピールすることになる。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発など多くの課題があり、官民一体となった普及拡大策が求められている。

全国人口の約 3 割を擁する九都県市首脳会議の構成自治体では、こうした課題を踏まえ、水素エネルギーの普及に向け、様々な取組を展開しているところである。

国においても、令和 2 年 1 2 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、サプライチェーンや利用における各取組を一層加速させることが必要である。そこで、特に次の事項について要望する。

1 水素ステーション設置・運営に係る補助制度の継続・運用の緩和

燃料電池自動車の普及には、車両の普及に並行した水素ステーションの整備が不可欠であることから、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に沿い、水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備を着実に推進し、水素ステーションの設置・運営に係る財政支援を継続的に行うこと。また、既存の水素ステーションにおける燃料電池バス対応等に伴う設備改修など、能力増強への財政支援を行うこと。

2 水素ステーションに係る規制緩和の更なる推進

「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025 年度までに 320 箇所程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。また、障壁の高さや構造に係る技術基準の見直しなど、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月閣議決定）」に新たに定められた項目について、早期に規制緩和

を実現すること。

なお、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置が例示基準へ追加されているが、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について見直しを実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

3 燃料電池バスの普及促進支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会時にも移動手段として活用が予定されるなど、環境面で期待される燃料電池バスは、一度に多くの利用者等に水素エネルギーの環境性や有用性をPRすることができるなど、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠なものである。そのため、大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による財政支援を継続的に行うこと。特に、「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業」における燃料電池バス車両導入において、平成30年度までに導入した実績のある団体についても、補助率を車両本体価格の2分の1にすること。また、燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大できるよう、十分な財源の確保を行うこと。加えて、負担増となる燃料費や水素充填のための水素ステーションへの移動コストに対して、財政支援を行うこと。

4 燃料電池バスを用いた外部給電に係る規制緩和の促進

燃料電池バスを用いた外部給電について、高圧ガス保安法の特定消費規定の対象とされていることから、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にあるため、速やかに対象から除外すること。

また、それまでの間については、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

5 燃料電池の用途拡大・燃料電池技術への支援等

燃料電池車両の普及促進に向けては、多くのユーザーのニーズに応えられるよう、燃料電池自動車や、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラックをはじめとする産業用車両の用途拡大及び車種の多様化を図るとともに、その他燃料電池技術を活用した新たな製品の開発に対するメーカー等への支援を実施すること。また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

令和3年5月19日

経済産業大臣 梶山弘志様
国土交通大臣 赤羽一嘉様
環境大臣 小泉進次郎様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

(2) 自動車排出ガス対策

ア ディーゼル車対策

自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成15年10月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である10月を強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲出、首都圏の運送事業者機関誌に記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等の配布などにより啓発した。また、高速道路等の跨道橋等に横断幕を掲出して、制度を周知した。



横断幕掲出

〔写真は昨年度の様子。
令和3年度は11月中旬～12月中旬を予定。〕

イ エコドライブの普及

自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため、啓発活動を実施した。

<ラジオ広告>

- ・放送局 TBSラジオ
- ・放送期間 令和2年11月1日（日曜日）～11月30日（月曜日）
- ・放送回数 36回（ドライバーゾーンで放送）※最低毎日1回放送

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に 0% と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。PM2.5 については、大気環境中の濃度は低減しているものの、安定的な環境基準の達成には至っていない地域がある。

国は、光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010 年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントや PM2.5 の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）に基づく総量削減基本方針に係る総量削減期間の期限が 2020 年度末に到来したが、依然として光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質である VOC や窒素酸化物（以下 NOx という。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントや PM2.5 の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時はもとより、大会以降においても良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である VOC について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による車種規制について、今後も継続するとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和3年5月26日

経済産業大臣 梶山弘志様
国土交通大臣 赤羽一嘉様
環境大臣 小泉進次郎様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

水質改善専門部会 事業取組結果

東京湾の水質改善について

1 目的

東京湾の水質改善のため、九都県市の水質保全部局、下水道部局及び港湾部局の連携により、下水道整備等の富栄養化対策について調査・検討等を行う。

2 主な取組と実施時期

(1) 東京湾環境一斉調査

令和3年6月から9月まで

(水質調査の基準日は、令和3年9月16日(木曜日)) (予備日は9月22日(水曜日))

(2) 東京湾底質調査

通年

(3) 水環境の保全に係る普及啓発

通年

3 事業内容

(1) 東京湾環境一斉調査

国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 115 機関・団体(令和3年7月28日時点)が連携し、東京湾環境一斉調査を実施する。

(2) 東京湾底質調査

令和2年度に実施した東京湾底質調査結果を取りまとめ、結果の検証を行うとともに、取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する。

(3) 水環境に係る啓発普及

各都県市が実施する啓発事業において、パネルや啓発資料に活用するための素材集を拡充する。

4 成果

(1) 東京湾環境一斉調査

ア 調査日

令和3年9月16日(木曜日)(予備日は9月22日(水曜日))を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域(河川等)において水質調査を実施した。

イ 参加機関

国、大学、企業等 計 115 機関・団体

ウ 調査項目

海域：水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度

陸域(河川等)：水温、流量、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、透視度

エ 調査結果

例年、調査結果に基づき、東京湾の溶存酸素量（DO）等の水平分布図を表層、中層、底層ごとに作成している。代表的な河川では、河口からの距離に応じて流量等を示した分布図を作成している。

調査結果は、東京湾再生推進会議ウェブサイトの東京湾環境一斉調査のページにおいて公表している。今年度も同様の取りまとめ及び公表を行う予定である。

(2) 東京湾底質調査

令和2年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめをおこなった。取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する予定である。

(3) 水環境の保全に係る普及啓発

各都県市の協力を得ながら素材集を拡充した。素材集を都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用した。

緑化政策専門部会 事業取組結果

調査・検討

1 目的

各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。

2 主な取組と実施時期

(1) 質問への回答による情報交換

令和2年は、第1回部会・WG合同会議（2月開催）、第2回部会・WG合同会議（7月書面開催）、第3回部会・WG合同会議（12月書面開催）を行った。

令和3年は、第1回部会・WG合同会議（2月WEB開催）、第2回部会・WG合同会議（7月WEB開催）、第3回部会・WG合同会議（10月WEB開催）を行った。

(2) 各都県市の施策・事業紹介

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・令和2年 第1回部会・WG合同会議 | 埼玉県・千葉県・横浜市 |
| ・令和3年 第2回部会・WG合同会議 | 東京都・横浜市・千葉市 |
| ・令和3年 第3回部会・WG合同会議 | 千葉県・神奈川県・相模原市・さいたま市 |

3 事業内容

(1) 質問への回答による情報交換

各都県市から質問事項を挙げ、それに対する回答を通して情報交換を行った。

(2) 各都県市の施策・事業紹介

各都県市で取り組んでいる施策・事業について紹介した。施策や事業、イベント等のPRの場や他自治体への情報提供の目的で行った。

国への要望

1 目的

都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、国に対する要望を行う。

2 主な取組と実施時期

要望活動 令和3年8月12日（木曜日）午後

3 事業内容

令和3年度も引き続き国への要望を継続した。内容については、時勢に沿ったものとなるよう精査した。また、国の対応が難しい見込みの要望に関して、各都県市の意向調査を行い、要望事項の絞り込みと要望内容の検討を行った。

普及啓発

1 目的

各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

2 主な取組と実施時期

(1) ホームページの運営

ア 各都県市の緑化政策関係資料の更新（令和2年12月に更新）

イ みどりのイベント情報等の更新

(2) 普及啓発品の作成

普及啓発品を作成した。（令和3年9月に作成）

3 事業内容

(1) ホームページの運営

ホームページに掲載している各都県市の緑化政策関係資料やみどりのイベント情報等の更新を行った。

(2) 普及啓発品の作成

広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、各都県市の緑化イベント等で配布しやすい普及啓発品として「アルコール入り除菌シート（携帯用）」を3,150個作成し、各都県市のイベント等で活用した。

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和3年8月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和3年8月12日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれます。そのほか、豪雨における洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保など、多様な機能を有しております。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。

さらに、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されております。

このことから、引き続き必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財務大臣 麻生 太郎 様
農林水産大臣 野上 浩太郎 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様
環境大臣 小泉 進次郎 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 緑地や公園の用地取得・整備及び維持管理への財政支援策の拡充

地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備に係る国庫補助率を引き上げるとともに、保全緑地の維持管理に対する財政支援制度を新たに構築していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしていきたい。

5 物納された緑地を無償または減額貸付する制度の構築

物納された緑地のうち、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに構築していただきたい。

6 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置の支援拡充を実施していただきたい。

7 グリーンインフラとしての公園緑地が有する自然環境上の存在効果の定量化

雨水の流出抑制や雨水浸透等、公園緑地等の有する自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げることが、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらす、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に至っては、補助制度すらなく、地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方の

みが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考え要望するものである。

- 4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

- 5 相続税の物納地は無償又は減額貸付制度の対象外であるため、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

- 6 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。さらに、生産緑地地区の多くが指定後30年を迎える令和4年度には、所有者の意思による買取りの申出の急増が懸念される。

これをそのまま放置すれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが予想される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

- 7 関係者がグリーンインフラの概念について理解を深め、その取り組みに関心を持つためには、グリーンインフラの有する自然環境上の機能を明らかにすることが有用である。よって公園緑地等の有する自然環境上の機能を定量化する簡易計算式等を提示していただきたい。

以上について要望するものである。

提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

令和3年7月

九都県市首脳会議

令和3年7月

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

平成 28 年熊本地震では、被災者生活再建支援の体制強化の必要性など、全国的に共通する防災対策の課題が浮き彫りとなった。我が国の総人口の約 3 割が集中する首都圏において大規模地震が発生した場合は、熊本地震を超える混乱が予想されることから、この教訓をもとに、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

さらに、現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に広まる中、自然災害と感染症対策の両立も必要となっている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

記

1 帰宅困難者対策を推進するため、下記の事項に取り組むこと。

(1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。

(2) 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。

① 法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。

② 受入れた帰宅困難者のための 3 日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。なお、その際は、要件を緩和するなど事業者にとって利用しやすい制度となるよう配慮すること。

③ 一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。また、それに合わせて、支弁を受ける際の手続きについても明確に示すこと。

④ 一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

(3) 帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。

(4) 帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

(5) 民間一時滞在施設のハード整備を促進するため、「災害時拠点強靱化緊急促進事業」の要件について、全ての駅で帰宅困難者が発生する可能性を踏まえ、主要駅に限定しないこと。

2 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

(1) 自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。

(2) 罹災証明書は、概ね 1 か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、発行业務の実態を踏まえた、自己判定方式等のより簡易な判定方法を整理すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表など調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。

(3) マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった、住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。

(4) 罹災証明書の発行手続きの負担を軽減するため、民間保険会社による保険適用において罹災証明書が不要であることの確認および周知徹底すること。

(5) 被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、

かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。

3 高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

4 現在、内閣府が主導で推進している「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」の一環で、国全体で被災状況認識を統一し、的確な災害対応を行うことを目的とした「府省庁連携防災情報共有システム」の運用が行われているところである。

本システムは、各府省庁、関係機関、自治体などが運用する災害関連情報システム間を連結し、情報を多対多で相互に共有して、統合的な利活用を実現する中核的役割を果たすこととされている。

本システムの運用に当たっては、主に情報の入力主体となる地方自治体に対して業務負担が増加しないよう、且つ、災害情報の共有については、近隣自治体同士の災害対応業務に効果的に活用できるよう配慮し、現場の実態を十分踏まえたものとする。

5 富士山等の大規模噴火に備えるため、大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の除去・処分方法について、明確な指針を示すこと。なお、指針の作成にあたっては、自治体や関係機関等の意見も尊重すること。また、降灰による交通機関、ライフライン施設等の都市基盤への影響に対する、具体的な対策を示すこと。

6 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都縣市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川、利根川及び多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取り組むこと。

(1) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と自治体の責任と役割分担を明らかにすること。また、検討にあたっては、自治体の意見を十分取り入れること。

- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、国は強いリーダーシップで迅速に指示を出し対策を推進すること。
- (4) 荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダムの貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。
- (5) 荒川や利根川、多摩川などの大河川が氾濫した場合に広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を中長期的な見通しに立って事業を進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

7 首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国が発表した首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。
- (5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都縣市などの行政機

関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。

(6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。

(7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

8 首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、以下の対策に取り組むこと。

(1) 国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。

(2) 応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点 SS 等に対して継続的に燃料供給を行うこと。

(3) 災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

9 ヘリサインの整備を促進するため、下記の事項に取り組むこと。

(1) ヘリサインの整備について、国が主導的な役割を担い、自治体、民間等に対して整備を行うように働きかけるとともに、整備に係る財政的支援を行うこと。

(2) 国施設についてアクセスポイントとなるヘリサインの整備を推進していくこと。

10 緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため下記の取組を早急に行うこと。

(1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。

(2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

11 災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供でき

る体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図ること。

提 案 書

(国民保護の推進)

令和3年7月

九都県市首脳会議

令和3年7月

九都県市首脳会議

座長	千葉県市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

首都圏における国民保護の推進について

世界各国でテロ等が多発し、近年の国際情勢が緊迫化するなか、その脅威は我が国も例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約3割が集中していることや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されること、さらには、新型コロナウイルス感染症の収束後には、再び世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

1 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポnder(初動対応者)としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

2 国民保護法第148条により、都道府県知事が、国民保護法施行令第35条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施設管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関などに働きかけを行うこと。

3 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に

関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。

- (1) 住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、住民の避難に関して、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。
- (2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針に新たに加えた点を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。

4 国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。

- (1) 武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。
また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。
- (2) 専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体の実施している研修会の費用負担等の支援を行うこと。

5 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

- (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。
- (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

6 あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。

- (1) 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形

態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。

- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報の実施及びシステム改善等を図ること。

九都県市 2020 年東京オリンピック・パラリンピック連携会議の取組について

1 令和 3 年における重点的な取組

大会の成功に向けた機運の醸成を図るとともに、パラスポーツ・障害者スポーツの振興を図り、障害への理解を深めるため、「パラリンピックの普及・啓発」に取り組んだ。

このため、平成 28 年から、各都県市の関係部局（スポーツ、障害福祉行政所管課等）から構成されるワーキンググループにより、具体的な取組方策の検討や情報交換を実施した。

2 パラリンピックの普及・啓発に向けた具体的な取組

(1) 各都県市事業等の相互周知

各都県市におけるパラスポーツ・障害者スポーツに関する事業等において、他の都県市の事業等のパンフレット配布、ポスター掲示等を行い、相互に周知した。

【実施期間】 平成 28 年 4 月から令和 3 年末まで

(2) イベントカレンダーの作成及び周知

各都県市におけるパラスポーツ・障害者スポーツに関する事業等の概要を一覧にした「イベントカレンダー（別添参照）」を作成し、九都県市首脳会議ホームページに掲載するとともに、各都県市のホームページから当該ページへのリンクを設定して周知を図った。

あわせて、各都県市におけるパラスポーツ・障害者スポーツに関する事業等において参加者に配布した。

【実施期間】 平成 28 年 4 月から令和 3 年末まで

【更新頻度】 4～6 回／年程度

(3) パラリンピックに関する講演会情報の共有及び広報ツールの共同使用

各都県市が実施したパラリンピックに関する講演会の議事録や動画等を集約・共有し、その後に各都県市が実施する講演会等の参考としたほか、各都県市が作成したパラリンピック関連動画等広報用ツールを相互に活用した。

【実施期間】 平成 30 年 4 月から令和 3 年末まで

(4) 教育機関、団体、企業等のパラリンピックに関連した取組事例や機運醸成に係る取組の相互紹介

各都県市内の教育機関や団体、企業等が実施しているパラリンピックに関

連した取組の紹介に加え、東京2020パラリンピック聖火リレーに関する取組状況等に関する情報を共有した。

※ 令和3年においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ワーキンググループ等を書面開催としたため、実施なし。

【実施期間】 平成30年4月から令和3年末まで

(5) パラアスリート情報の共有

各都県市ゆかりのパラアスリート情報を集約・共有し、各都県市が実施するイベント等での出演者選定の参考とした。

【実施期間】 平成31年4月から令和3年末まで

(6) 九都県市オリパラ連携会議SNSアカウントでの情報発信

九都県市オリパラ連携会議SNSアカウントを作成し、各都県市のパラリンピックの普及啓発に関する情報のほか、広くイベント情報、開催会場・競技情報などを発信した。

【実施期間】 平成31年4月から令和3年末まで

【運用媒体】 Facebook、Twitter

(7) パラリンピック競技体験

ワーキンググループの際に、パラリンピック競技の勉強会及び体験会を実施した。

※ 令和3年においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ワーキンググループ等を書面開催としたため、実施なし。

【実施期間】 令和2年1月から令和3年末まで

イベントカレンダー

事前
申込

11/7日 ほか

千葉県障害者スポーツ大会

千葉県

障害のある人の体力の維持向上や、県民の障害のある人への理解促進等を目的として開催するスポーツ大会です。

会場:千葉公園スポーツ施設 体育館 他 お問い合わせ:千葉県障害者福祉推進課 043-223-2340

未定

11/20 土・21日

2021ジャパンパラ車いすラグビー競技大会

千葉市

JPSAと日本車いすラグビー連盟が、わが国の競技向上を図ることを目的に開催している競技大会です。(昨年度に引き続き、日本の強化指定選手を中心とした大会)

会場:千葉ポートアリーナ お問い合わせ:千葉市オリンピック・パラリンピック調整課 043-245-5296

事前
申込

11/23 火・祝

パラスポーツフェスタちば2021

千葉県
千葉市

競技の普及・振興、パラスポーツを通じた共生社会の実現を目指し、競技体験会及び県内企業や大学等によるパラスポーツの対抗戦を実施します。

会場:千葉ポートアリーナ お問い合わせ:千葉県事前キャンプ・大会競技支援課 043-223-2428

これまでのイベント

観覧
自由

8/19 木・20 金

オリパラを契機とした学校作品展示

横浜市

東京2020大会を契機として、横浜市では市内の学校において、共生社会の実現や多文化理解の促進等を目的に様々な取組を行ってきました。これらの取組の成果をまとめた学校作品やパネル等の展示を行いました。

会場:横浜市役所アトリウム お問い合わせ:横浜市オリンピック・パラリンピック推進課 045-671-3690

事前
申込

9/4 土

Universal Boccia Cup

川崎市

企業チーム・個人・団体・学生など障害の有無にかかわらず、「誰でも・誰とでもチームを編成」して参加出来るボッチャ大会。ボッチャ競技人口を増やしていくための、大規模なユニバーサルスポーツ競技大会です。

会場:カルッツかわさき お問い合わせ:川崎市市民スポーツ室 044-200-3547

オン
ライン

9/26 日

神奈川・横浜アスリート感謝会 ~おうちからARIGATOを届けよう!~

神奈川県
横浜市

東京2020大会終了後にその熱気や感動を県民全体で共有し、未来へつなげていくため、県ゆかりの選手の活躍を称える感謝会をオンラインで開催しました。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x3t/tokyo2020/kanshakai.html>

お問い合わせ:神奈川県オリンピック・パラリンピック課 045-285-0787

横浜市オリンピック・パラリンピック推進課 045-671-3690

東京2020パラリンピック聖火リレー

九都県市では、次の日程で東京2020パラリンピック聖火リレー、聖火フェスティバル集火・出立式が開催されました。全国各地で採火された火とともに、イギリスのストーク・マンデビル(パラリンピック発祥の地)でおこした火が一つになり、パラリンピック聖火が誕生しました。

8/12 木 ~ 15 日

聖火フェスティバル

神奈川県

8/18 水

聖火フェスティバル(競技開催都県)

千葉県

8/19 木

聖火フェスティバル(競技開催都県)

埼玉県

8/20 金

聖火フェスティバル(競技開催都県)・集火式

東京都

8/21 土 ~ 24 火

開催都市内聖火リレー

東京都

オフィスなどの相互利用に向けた検討会 検討状況の概要

1 課題背景

昨今、デジタルテクノロジーによる最先端技術の社会実装が世界で進み、激化する都市間競争を勝ち抜くためには、デジタルの力を最大限活用することが不可欠である。

今後、自治体には、都市全体をスマート化するとともに、デジタルガバメントの実現が求められる。また、近年のデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症を契機として、社会経済活動が大きく変貌しており、働き方改革も求められている。

そこで、ライフ・ワーク・バランスの充実や生産性の向上に繋げるため、自治体がそれぞれのテレワーク環境を活かし、オフィスなどの効果的な相互利用に向けて取り組む必要がある。

2 検討会における取組

- (1) オフィスなどの相互利用に向けた現状及び課題の共有
- (2) 具体的な利用スキームの検討及び横展開に向けた研究

3 検討経過

- (1) 九都県市の現状や課題等の調査・取りまとめ（令和3年7月）
- (2) 第1回検討会（令和3年8月18日）
 - ・ 九都県市が連携して、テレワークやサテライトオフィスに関する取組等について情報交換を行うとともに、オフィスなどの相互利用について、取り組んでいくことを確認した。
 - ・ 具体的に検討する内容や今後の進め方について協議した。

3 今後の取組予定

引き続き、九都県市が連携してオフィスなどの相互利用に向けた検討を実施し、第81回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会は終了とする。